

34. 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

1.改正のポイント

(1)免税販売手続きの電子化

①趣旨・背景(注)

外国人旅行者の利便性の向上と、免税店の事務負担の軽減が図られる。

②内容

免税販売手続きについて、免税店が外国人旅行者の旅券に購入記録票を貼り付け・割印をする方法から、免税店が旅券の提示を受け免税販売情報を電磁的記録により国税庁長官へ提出する方法に変更される。

③適用時期

平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

※経過措置有り

(2)免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

①趣旨・背景(注)

免税販売を行うための条件である最低購入額(税抜5,000円以上)の判定について、「消耗品(食料品、化粧品等)」と「一般物品(家電、民芸品等消耗品以外)」の合算が認められるため利便性が向上し、地方も含めた免税店の更なる増加及び外国人旅行消費のより一層の活性化が図られることになる。

②内容

一般物品について、特殊包装(出国までに開封しないように一定の措置がされた包装)を行う等を条件に、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額(税抜 5,000円以上)を判定できることとする。

③適用時期

平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(注)「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)では、下記のような目標を設定している。

イ.訪日外国人の旅行消費額の増加

平成32年に8兆円、平成42年に15兆円まで増加させる。(平成28年:3兆7,476億円)

ロ.地方における消費税免税店数の増加

平成30年に2万店規模へと増加させる。(平成29年4月1日時点:15,601店(全国で40,532店))

2. 免税販売手続きの電子化

(1) 改正の趣旨・背景

改正前は、外国人旅行者は免税店において旅券に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが消費税の免税を受けるための要件であった。そのため、外国人旅行者からは「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」等の不満の声が多数あり、また免税店側からも、当該事務手続きに時間がかかるとの声が多数挙がっていた。

今回の改正によって、「免税販売情報の電磁的記録による提出」が免税店における免税販売の要件となるため、外国人旅行者の利便性が向上し、免税店側の事務負担も軽減されることとなる。

(2) 改正の内容

外国人旅行者が消費税の免税をうけるための手続きは、輸出物品販売場を営む事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報にかかる電磁的記録を、電子情報処理組織(システム)を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する 方法とする。

これにより、外国人旅行者は旅券等の提示のみで免税物品を購入できるようになり、輸出物品販売場を営む事業者の事務負担も軽減される。

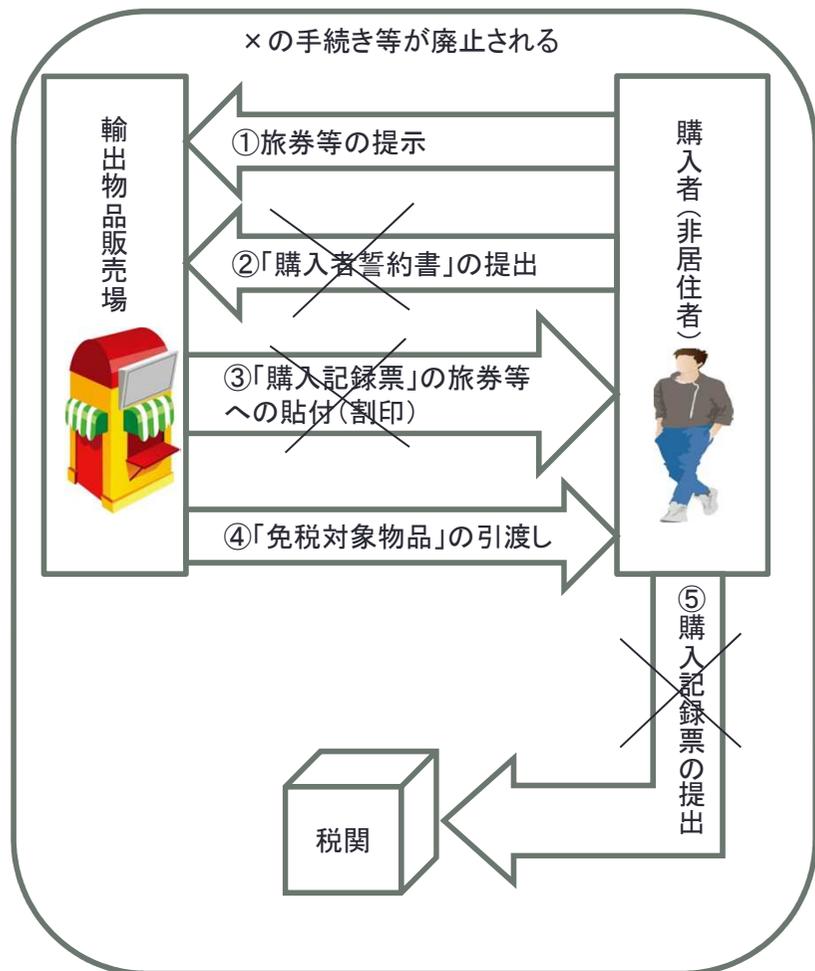
(3) 適用時期

平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

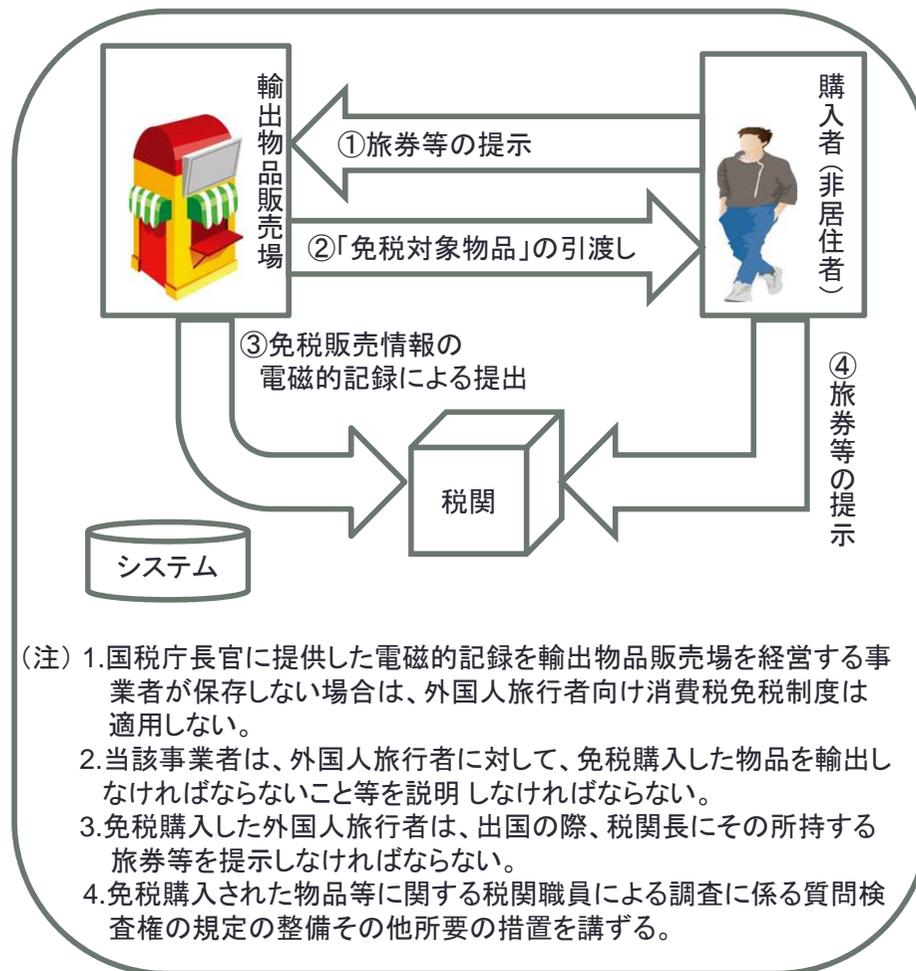
※平成32年4月1日から平成33年9月30日までの間については、
現行の免税販売手続きを適用できるとともに、所要の経過措置を講ずる。

2.免税販売手続きの電子化 ※改正のイメージ

【改正前】



【改正後】



3.免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

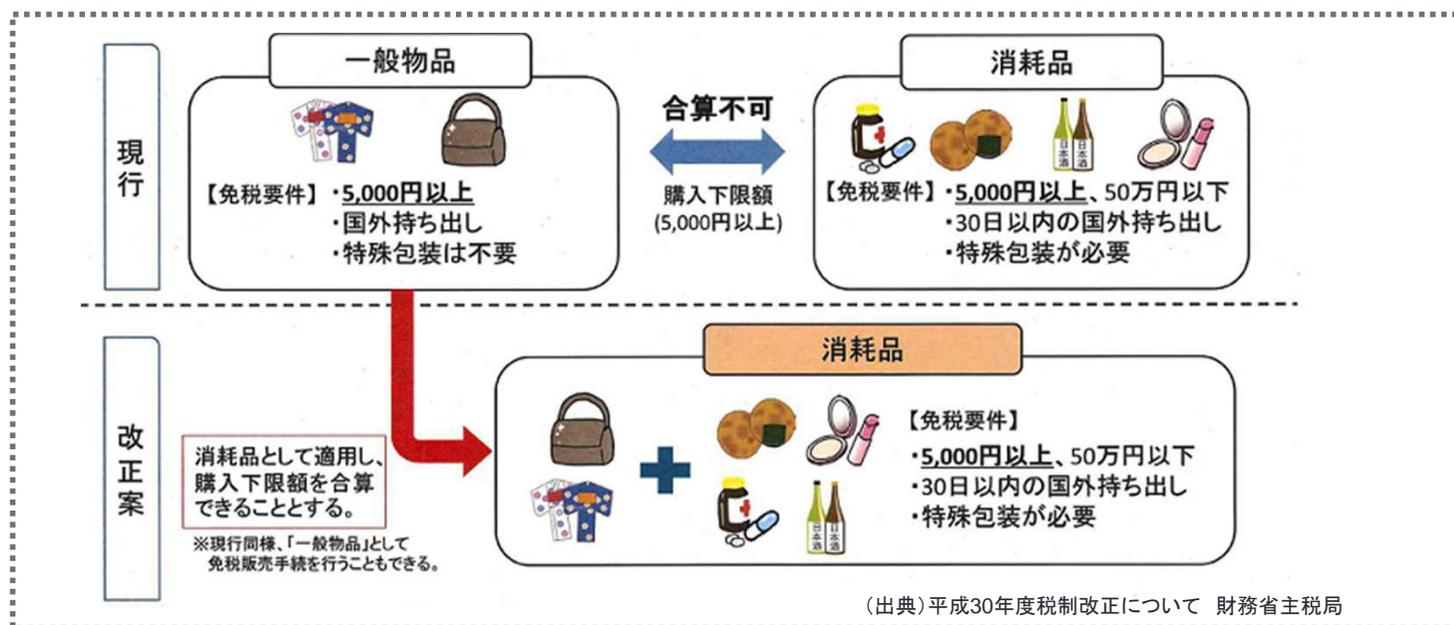
(1)改正の趣旨・背景

改正前は、外国人旅行者が消費税の免税を受けるためには、購入する商品を「消耗品(食料品、化粧品等)」と「一般物品(家電、民芸品等消耗品以外)」に分け、それぞれで購入下限額(税抜5,000円)以上の商品を購入する必要があった。そのため、外国人旅行者からは、商品購入時の「消耗品」と「一般物品」の判別が難しい等の不満の意見が多数寄せられていた。

今回の改正により「消耗品」と「一般物品」の合算が認められることとなるため、外国人旅行者の利便性が高まり、消費がより一層活性化され、それに伴い免税店数も増加することが期待される。

(2)改正の内容

一般物品について、特殊包装(出国までに開封しないように一定の措置がされた包装)を行う等を条件に、当該一般物品と消耗品の購入金額を合計して、免税販売の対象となる下限額(税抜5,000円以上)を判定できることとする。また、その対象となる一般物品は、消耗品として免税販売手続きを行うことになる。



(3)適用時期

平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。